

令和7年4月1日から 危険ブロック塀の補助金額に 加算金が追加されました

石巻市では、道路に面している危険なブロック塀の改善の加速を図るため、補助金と合わせて交付される加算金の補助対象範囲が拡大され、要改善または緊急改善と判定された**市内全域の道路に面しているブロック塀**が**加算金の対象**となります。

除却補助金

(1mあたり80,000円または
除却対象費用の2/3 限度額30万円)

+

加算金

(除却に係る**除却補助金額の1/4**で
限度額75,000円)

- 補助加算金の交付**対象範囲**が、**市内全域**に拡大しました。
- 交付される**補助金額が上がる**ため負担が少なくなります。

詳しい情報をお知りになりたい方は、市ホームページをご覧ください。

申し込み問い合わせ

石巻市建設部建築指導課 電話：0225-95-1111（内線5678・5679）